

Information



鈴鹿亀山道路 令和5年11月25日中心杭打ち式が行われました

事業概要

鈴鹿亀山道路は、鈴鹿市野辺町の鈴鹿四日市道路を起点とし、亀山市辺法寺町の亀山JCTに至る延長10.5kmのバイパスで東名阪自動車道や新名神高速道路に接続する自動車専用道路です。



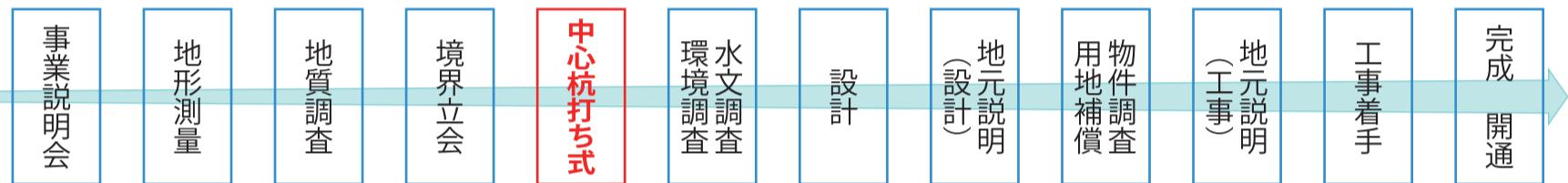
道路計画位置図



完成イメージ（仮称川崎下庄線IC）

亀山市川崎町付近

進捗状況



Information



「三重おもいやり駐車場利用証制度」のマークが令和5年12月1日より変更されました

(1) 内部障がい者のピクトグラムの変更

外見からは理解されにくい、内部障がいなどによるめまいや息切れなどにより歩行が困難な方が利用しやすいよう、全国的に普及しているデザインに変更

(2) 妊産婦のピクトグラムの変更

乳幼児を連れた保護者が利用しやすいよう、乳幼児とベビーカーを追加したデザインに変更

「三重おもいやり駐車場利用証制度」とは

「三重おもいやり駐車場利用証制度」とは、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な方に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

※利用証交付対象者

- ・身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方で、区分ごとに等級等の要件を満たしている方
- ・要介護高齢者
介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1から5」である方
- ・難病患者
特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者、または小児慢性特定疾病医療受給者である方
- ・妊産婦等
母子健康手帳取得時から産後2年(多胎児の場合は産後3年)までの方

※妊産婦のみでの使用は、産後6か月まで

※有効期間中に生後2年(多胎児の場合は生後3年)未満の乳幼児を同乗させる場合に限り、母親以外の方も使用可

・けが人

けがによる一時的な歩行困難者で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められた方

・その他

上記以外で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められた方

※亀山市における受付および交付窓口は、総合保健福祉センター「あいあい」地域福祉課の5番窓口(障がい者支援グループ)です。

従来のマーク



新しいマーク



内部障がい者
を表すピクトグラム

乳幼児連れと妊産婦
を表すピクトグラム



おもいやり駐車場

県政報告会

854回	10月22日	福德公民館	855回	11月5日	下白木公民館	856回	11月11日	阿野田公民館	857回	11月12日	羽若町公民館
858回	11月12日	田村町公民館	859回	12月2日	南鹿島公民館	860回	12月3日	みづきが丘集会所	861回	12月10日	名越公民館
862回	12月15日	遊快亭	863回	12月17日	住山公民館						